

DL日本株式オープン 〈愛称:技あり一本(るいとう)〉

追加型投信／国内／株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年1回	日本	ファミリーファンド

※上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

「DL日本株式オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2015年6月16日に関東財務局長に提出しており、2015年6月17日にその効力が発生しております。

＜委託会社＞[ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号

設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:5兆9,258億円
(2015年9月30日現在)

＜受託会社＞[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

委託会社への照会先

【コールセンター】0120-506-860

(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】<http://www.diam.co.jp/>

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等は委託会社の照会先までお問い合わせください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1

DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンドを通じ、主として日本の株式へ投資し、東証株価指数(TOPIX)※を中長期的に上回ることをめざして運用を行います。

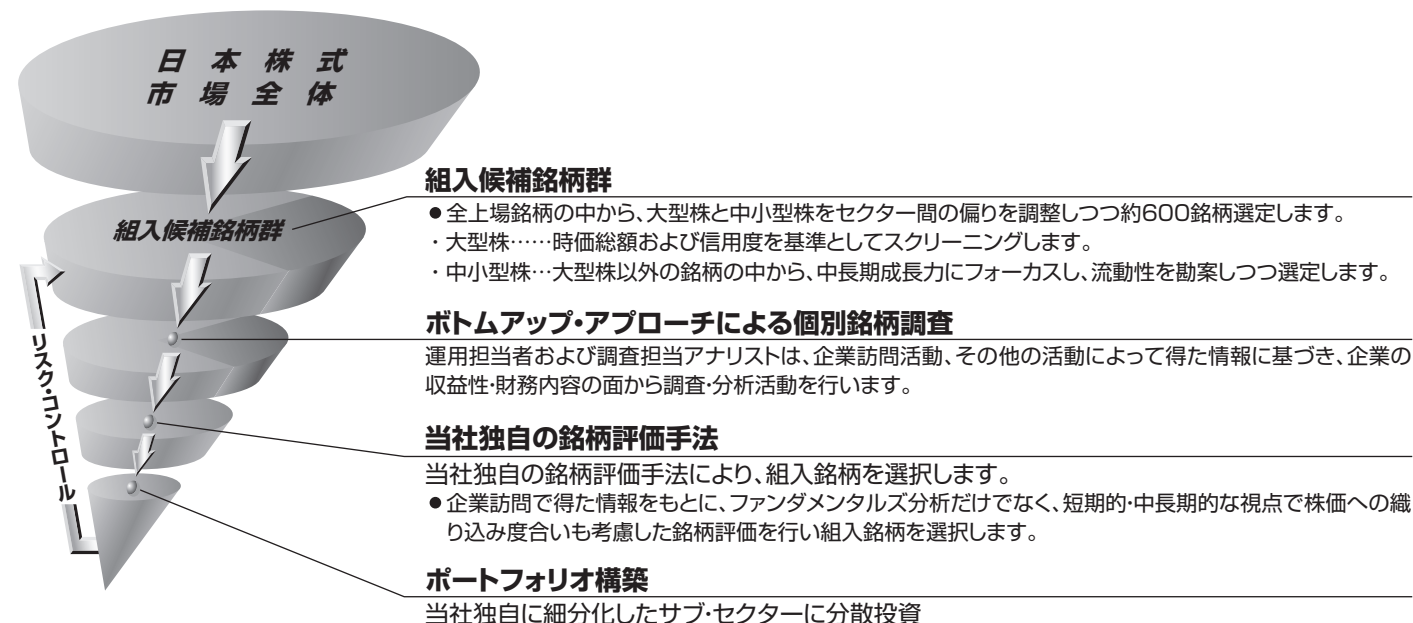
中長期的に安定した超過収益の積み上げをめざします。

※東証株価指数(TOPIX)とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所が公表する株式指数で、東京証券取引所第1部に上場されている全ての株式の時価総額で加重平均し、指数化したものです。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2

銘柄選択は、ボトムアップ・アプローチにより行います。



3

組入候補銘柄を当社独自の業種に分類し、キメ細かいポートフォリオ構築とリスクコントロールを行います。

当社独自に細分化したサブ・セクターに分散して運用指図を行います。

日次・週次ベースで、ポートフォリオのリスクをウォッチし、必要に応じてリスクのコントロールを行い、適宜ポートフォリオの見直しを行います。

4

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

相場の先行きを予想して、株式の実質組入比率を操作することはいたしません。株式の実質組入比率を常に高水準に保ち、投資価値のある銘柄の選択に注力します。

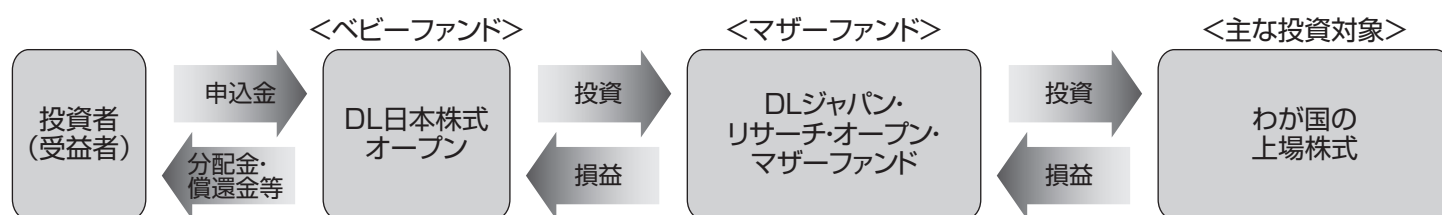
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



主な投資制限等

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 非株式割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)は、原則として信託財産総額の30%以下とします。

分配方針

年1回の決算時(毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

- ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

マザーファンドの概要

DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド
主要投資対象
わが国の上場株式
投資態度
・ 主としてわが国の上場株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数)を中長期的に上回ることをめざして運用を行います。 ・ 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を行うことを原則とします。 ・ 銘柄選択はファンドマネージャー自ら会社訪問を行い、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し、組入銘柄を決定します。 ・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ・ 特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。 ・ 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ・ 外貨建資産割合は、原則として信託財産総額の30%以下とします。

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因 ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また、中小型株式等に投資をする場合がありますので、基準価額が大きく下がる場合があります。

個別銘柄選択リスク

当ファンドは、ボトムアップ・アプローチに基づく個別銘柄の選択により超過収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下がる要因となる可能性があるリスクをいいます。

流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

信用リスク

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

リスクの管理体制

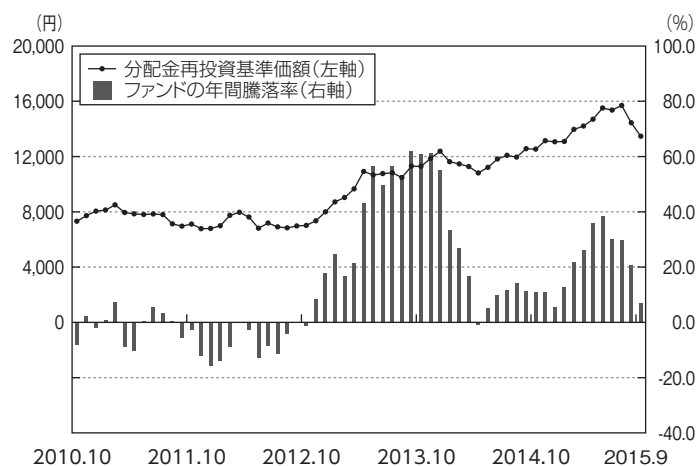
委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

2.投資リスク

(参考情報)

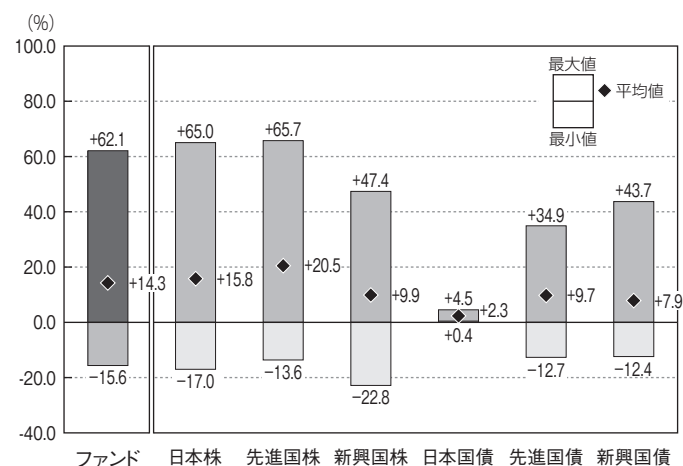
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



2010年10月～2015年9月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

- 日本株…… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(円ベース、配当込み)
 - 新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース、配当込み)
 - 日本国債… NOMURA-BPI国債
 - 先進国債… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

●「MSCIコクサイ・インデックス」「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

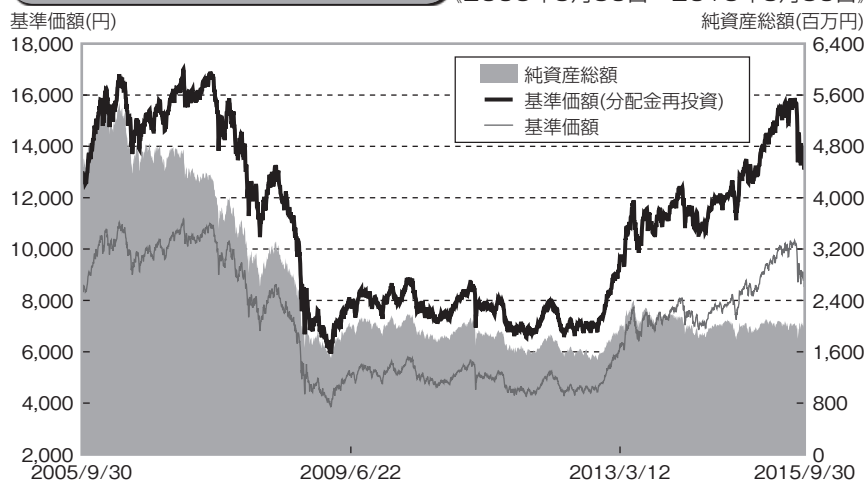
●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●「シティ世界国債インデックス」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。

●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

基準価額・純資産の推移

《2005年9月30日～2015年9月30日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:1998年12月15日)
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第13期 (2011.03.15)	0円
第14期 (2012.03.15)	0円
第15期 (2013.03.15)	0円
第16期 (2014.03.17)	0円
第17期 (2015.03.16)	0円
設定来累計	5,510円

(注) 分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄一覧

(注) 投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	投資比率
1	DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド	99.73%

■DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド

(注) 投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
株式	98.04
内 日本	98.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1.96
純資産総額	100.00

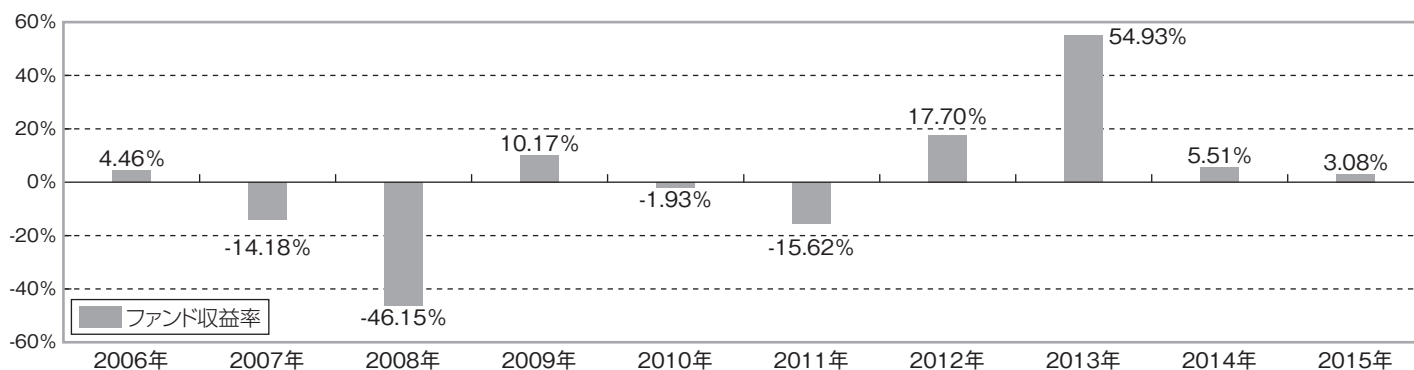
組入上位5業種(国内株式)

順位	業種	投資比率
1	情報・通信業	14.03%
2	電気機器	12.99%
3	輸送用機器	9.61%
4	銀行業	8.60%
5	小売業	8.24%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	業種	投資比率
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	5.37%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	4.47%
3	三井住友フィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.31%
4	富士重工業	株式	日本	輸送用機器	2.86%
5	三井不動産	株式	日本	不動産業	2.69%
6	KDDI	株式	日本	情報・通信業	2.68%
7	日本電産	株式	日本	電気機器	2.30%
8	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	2.19%
9	塩野義製薬	株式	日本	医薬品	2.18%
10	ウエルシアホールディングス	株式	日本	小売業	2.07%

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2015年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購 入 価 額	お申込日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換 金 単 位	各販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金のお申込日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換 金 代 金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	2015年6月17日～2016年6月15日 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限です。(設定日:1998年12月15日)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 ② 受益者のために有利であると認めるとき。 ③ やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	原則として毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回、毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。(自動けいぞく投資専用)
信 託 金 の 限 度 額	2,000億円とします。
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。 (URL http://www.diam.co.jp/)
運 用 報 告 書	毎年3月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL http://www.diam.co.jp/)
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 ※配当控除の適用が可能です。 ※原則として、益金不算入制度の適用が可能です。ただし、2015年4月1日以降に開始する事業年度より、益金不算入制度は適用されません。
基 準 価 額 の 照 会 方 法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称:DIAM、当ファンドの略称:技あり累投)

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購 入 時 手 数 料	購入価額に、 <u>3.24%(税抜3.0%)</u> を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。		
信 託 財 産 留 保 額	<u>換金のお申込日の基準価額に0.3%</u> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率 <u>1.6632%(税抜1.54%)</u> 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.73%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.71%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.10%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
そ の 他 費 用 ・ 手 数 料	その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。 ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 信託事務の諸費用 ・ 外国での資産の保管等に要する諸費用 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用・手数料等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2015年9月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円(2016年1月1日以降、年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。